

2 職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成 27 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 25 年度の 人件費率
26 年度	人 88,282	千円 46,887,225	千円 1,207,893	千円 6,672,844	% 14.2	% 14.4

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

2 普通会計とは、特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業）及び公営企業会計（公営企業等事業）を除いたものをいいます。

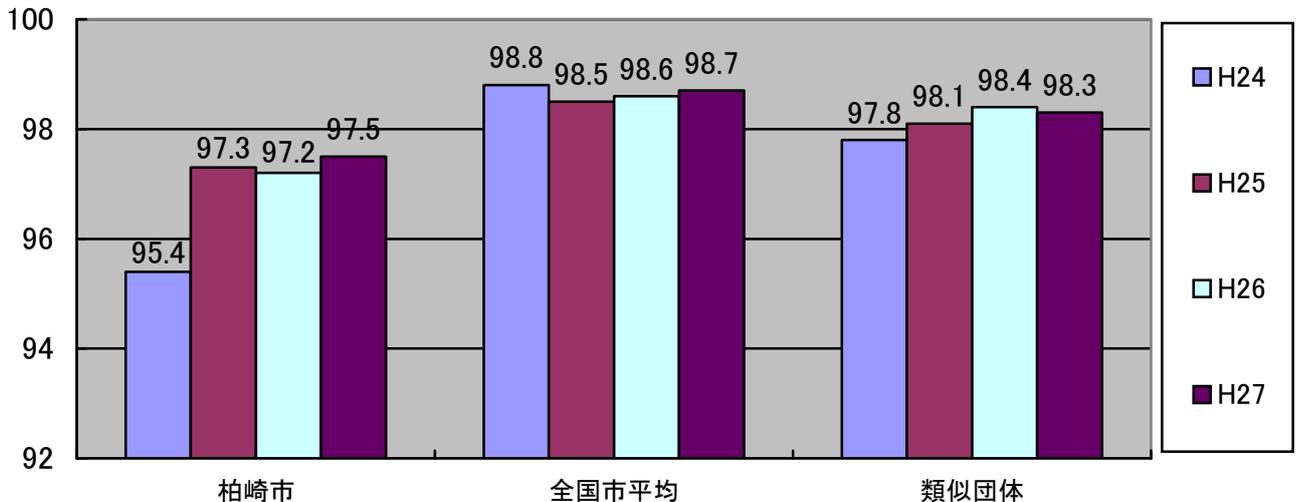
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1 人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26 年度	人 791	千円 3,058,501	千円 520,531	千円 1,108,343	千円 4,687,375	千円 5,926

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、平成 26 年 4 月 1 日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員を 100 として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。なお、類似団体の平成 27 年度のラスパイレス指数は分かり次第公表します。

3 平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成 27 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①の理由：平成 24 年度まで給料月額の 3% カットを実施していたため。平成 25 年度は給料月額の 1.09%、平成 26 年度は給料月額の 1.03% カットを実施、平成 27 年度に給与の総合的見直しを実施し、現給保障を実施

①の改善の見込み：平成 20 年度から平成 24 年度まで 3% カットの独自削減を実施していたため、削減が終了した平成 25 年度に指数が上昇したものであり、現時点では、改善の見通しは立っていません。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。若年層については、国の見直し内容を踏まえ、最大1.7%引下げ。高齢層については、国の見直し内容を踏まえ、最大4.0%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

②地域手当の見直し

(支給割合) 国の支給地域に勤務する職員に対し、国と同様の地域手当を支給
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年度は新潟市に勤務する職員に対し1%を支給する。

(参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
柏崎市の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)
 単身赴任手当を支給されている再任用職員に対し、新潟県と同様に住居手当を支給(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース 注2)
柏崎市	43.4歳	328,665円	425,952円	348,233円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)
柏崎市	54.2歳	33人	349,915円	363,806円	354,399円
うち清掃職員	54.2歳	2人	363,813円	406,939円	384,555円
うち自動車運転手	57.8歳	2人	332,786円	348,136円	344,369円
新潟県	51.1歳	492人	356,663円	396,733円	379,732円
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円
類似団体	50.2歳	45人	305,373円	337,714円	319,061円

区分	参考
	年収ベース（試算値）の比較
	公務員
清掃職員	6,513,029円
自動車運転手	5,668,155円

※ 年収ベースのデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市	37.4歳	293,651円	357,075円	312,125円

④福祉職（保育士等）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市	41.8歳	309,430円	334,949円	313,992円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分		柏崎市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	180,800円	総合職 187,700円 一般職 174,200円
	高校卒	142,100円	146,500円	一般職 142,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,408円	360,052円	378,782円	384,322円
	高校卒	218,200円	302,749円	362,353円	376,514円
技能労務職	高校卒	—	—	298,097円	—

(注) 1 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

2 該当する職員がない場合は、「—」としています。

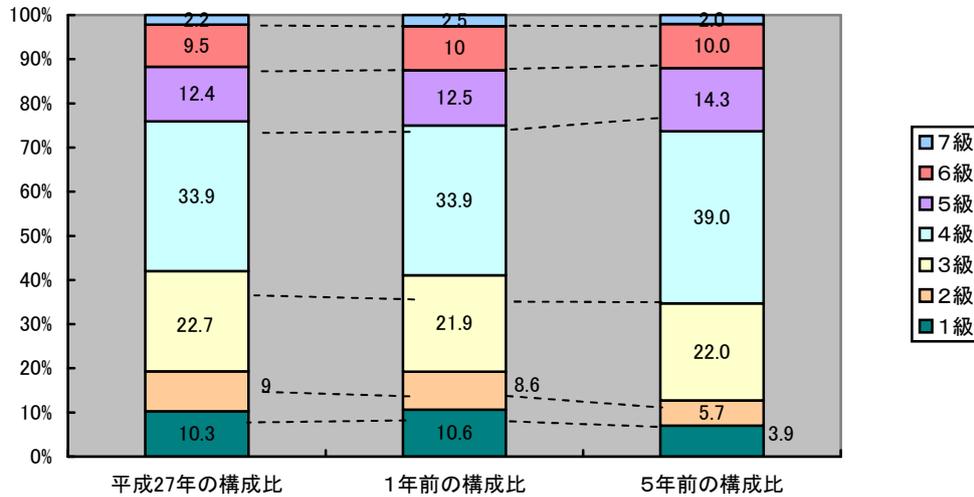
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師又はこれらに相当する職の職務	46人	10.3%	137,600円	244,900円
2級	高度の知識経験を必要とする主事等の職務	40人	9.0%	187,700円	301,900円
3級	主査の職務	101人	22.7%	223,900円	347,700円
4級	困難な業務を行い、又は高度の知識経験を必要とする係長等の職務	151人	33.9%	258,300円	378,700円

5級	課長代理、副主幹又はこれらに相当する職の職務	55人	12.4%	285,000円	390,700円
6級	課長、主幹又はこれらに相当する職の職務	42人	9.5%	315,800円	407,900円
7級	部長又はこれに相当する職の職務	10人	2.2%	360,100円	442,600円

(注) 1 新潟県柏崎市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第13号)に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

職員の人材育成を基本とした人事考課制度の試行導入を平成18年度から管理職員(課長級以上)に、平成20年度から監督職員(課長代理及び係長)に、平成21年度から一般職員に対して開始しました。

2 昇給への勤務成績の反映状況

昇給は、毎年1月1日にその者の勤務成績に応じて行われ、5段階の昇給区分(0~8号給以上。標準は4号給)に決定されます。

現在、人事考課制度を段階的に試行・導入中であることから、人事考課制度による考課結果に基づいては、昇給区分に差を設けていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

柏崎市	新潟県	国
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,419千円		
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第 40 条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。
職員の人材育成を基本とした人事考課制度の試行導入を平成 18 年度から管理職員（課長級以上）に、平成 20 年度から監督職員（課長代理及び係長）に、平成 21 年度から一般職員に対して開始しました。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況
管理職員については、新しい人事考課制度による考課結果に基づき、国の制度に準拠した 4 区分の成績率のいずれかに決定しています。
なお、管理職以外の職員については、現在、人事考課制度を試行・導入中であることから、成績率に差を設けず、一律の支給（75.0/100）を行いました。

(2) 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

柏 崎 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1 人当たり平均支給額	12,605 千円	20,653 千円			

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 26 年度決算）		20,527 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給額（平成 26 年度決算）		5,131,925 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
新潟市	1%	1 人	1%
医師の特例措置	53~66%	3 人	15%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			97.2 (97.2)

(注) ① 地域手当は、民間賃金が高い地域に在勤する職員に支給され、民間賃金の地域間格差が適切に反映されることを目的としています。当市で地域手当が支給されるのは、新潟市で勤務する職員及び医師のみです。

② 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（平成 26 年度決算）		4,460 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）		21,037 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 26 年度）		26.6%	
手当の種類（手当数）		20	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	市税等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収業務に関する業務	日額 300 円
滞納処分手当	従事した職員	差押に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	1 件当たり 500 円
援護特殊調査手当	社会福祉事務所に勤務する現業を行う所員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、指導監督を行う所員	被生活保護世帯等の著しく困難な訪問調査等に関する業務	日額 300 円

防疫等作業手当	従事した職員	感染症が発症した場合等で感染症患者等の救護等業務	日額 290 円
		家畜伝染病の蔓延を防止するための業務	日額 380 円
行旅病人取扱手当	従事した職員	行旅病人の取扱作業	1 件当たり 700 円
し尿処理業務手当	従事した職員	し尿処理施設におけるし尿処理業務	日額 500 円
ごみ処理業務手当	従事した職員	ごみ処理施設におけるごみ処理業務	日額 500 円
災害応急作業等手当	従事した職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は住民等の避難誘導業務	日額 500 円
災害活動手当	自動車運転者	災害に出動し、著しく危険な現場活動に従事する業務	勤務 1 回につき 500 円
	その他の職員		勤務 1 回につき 300 円
救急業務活動手当	救急救命士	救急業務に出動し、著しく危険又は不快な現場活動に従事する業務	勤務 1 回につき 350 円
	自動車運転者		勤務 1 回につき 250 円
	その他の職員		勤務 1 回につき 170 円
高所作業手当	従事した職員	災害現場において地上 15 メートルを超える作業に従事する業務	勤務 1 回につき 200 円
夜間招集手当	非常招集を命ぜられた職員	午後 9 時から翌日午前 5 時までの間、月 2 回以上招集される業務	2 回目から勤務 1 回につき 1,000 円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300 円
除雪作業手当	従事した職員	深夜の除雪車の運転（同乗して行う運転の補助を含む。）	日額 1,000 円
道路上・下水道特殊作業手当	従事した職員	特殊自動車を使用する著しく危険な道路補修作業等又は下水道管きょ内の汚泥若しくは異物除去の作業	日額 500 円
危険手当	1 診療所に勤務する職員（保健師、看護師を除く。）	診療所運営に関する業務	1 月額 1,000 円
	2 診療所に勤務する保健師、看護師		2 月額 2,000 円
放射線取扱手当	診療エックス線技師又は助手として従事した職員	診療エックス線の照射に関する業務	日額 300 円
粗大ごみ等収集作業手当	従事した職員	粗大ごみ等の収集作業	日額 500 円
し尿収集作業手当	自動車運転手 清掃員	し尿収集作業	日額 500 円
ごみ処理作業手当	操機員	ごみ処理施設のごみ処理作業	日額 500 円

(注) 徴収手当、し尿処理業務手当、ごみ処理業務手当、災害応急作業等手当、除雪作業手当、道路上・下水道特殊作業手当、粗大ごみ等収集作業手当、し尿収集作業手当及びごみ処理作業手当の支給額は、その日の勤務時間が 4 時間未満（除雪作業手当にあっては 2 時間未満）であった場合は、支給額の 100 分の 50 とします。

(注) 防疫等作業手当のうち、家畜伝染病の蔓延を防止するための業務については、著しく危険であると市長が認める場合には、100/100 に相当する金額を加算した額となります。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成 26 年度決算）	272,452 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）	337 千円
支給実績（平成 25 年度決算）	248,952 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度決算）	326 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 26 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000 円 その他の被扶養者 6,500 円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000 円) 子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000 円加算 	同じ		82,033 千円	227,238 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給 	同じ		23,235 千円	270,176 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者 (電車、バス等利用者) 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 交通用具使用者 (自動車等使用者) 片道の使用距離に応じて2,900円 (2km以上4km未満) から最高33,700円 (60km以上) まで支給 パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2 (上限3,000円) を支給 	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者は同じ。 交通用具利用者は異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通用具利用者国は片道の使用距離に応じ2,000円 (2km以上5km未満) から最高31,600円 (60km以上) まで支給 	52,406 千円	73,604 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対し、月額26,000円に距離に応じて58,000円の範囲内の金額を加算して支給	同じ		— 千円	— 円
宿日直手当	庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員には、勤務1回につき4,200円を支給	同じ		— 千円	— 円
特別勤務手当 管理職員	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000 円 課長等・・・8,000 円 管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 部長等・・・5,500 円 課長等・・・4,000 円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 休日又は休日等に勤務した場合、職員の区分に応じ、6,000円～12,000円を支給 週休日又は休日以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合、3,000円～6,000円を支給 	495 千円	61,875 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		10,865 千円	57,184 円

休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、勤務1時間につき、100分の135の割合を乗じて得た額を支給	同じ		48,742千円	176,602円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性に鑑み、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円	同じ		44,473千円	663,772円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額7,360円～17,800円を支給	同じ		13,317千円	59,187円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
料 給	市 長	901,000円		
	副市長	704,000円		
報 酬	議 長	491,000円		
	副議長	420,000円		
	議 員	394,000円		
期 末 手 当	市 長 副市長	(平成26年度支給割合) 3.10月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成26年度支給割合) 3.10月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	901,000円×在職月数×0.52 704,000円×在職月数×0.34	22,488,960円 11,489,280円	退職時（在職期間通算） 同 上
手 当 寒冷地	市 長 副市長	一般職の職員の例に準じて支給		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		26年度	27年度			
普通会計部門	一 般 行 政	議会	5	5		
		総務税務	173	174	1	人権啓発・男女共同参画に伴う業務充実
		民生	200	197	▲3	保育園の統廃合ほか
		衛生	59	59		
		農林水産	43	43		
		商工労働	23	22	▲1	工業振興担当課長の兼務化

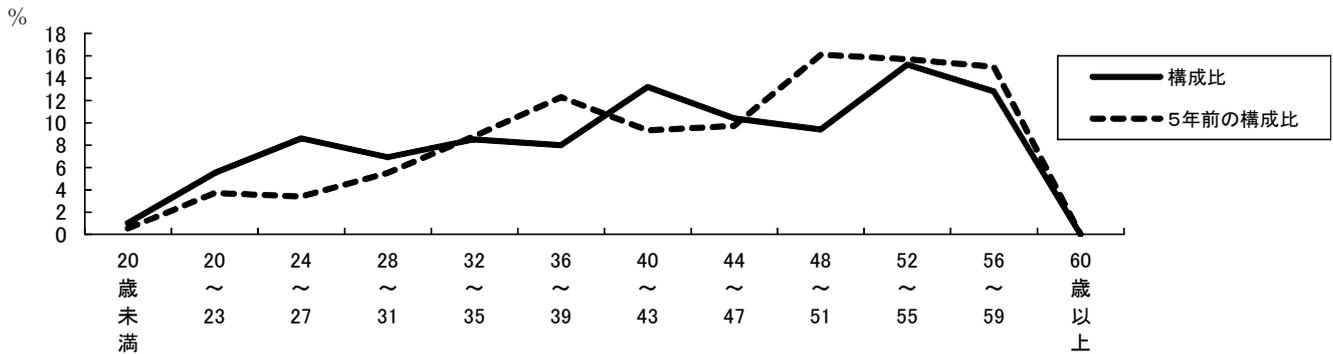
	土木	76	77	1	道路維持業務の充実
	計	579	577	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.57人
	教育部門	68	66	▲2	教育研修センターの組織見直しほか
	消防部門	144	142	▲2	退職者不補充による減
	小計	791	785	▲6	<参考>人口1万人当たり職員数 89.20人
会計部門 公営企業等	病院	19	19		
	水道	37	36	▲1	退職者不補充による減
	下水道	26	26		
	その他	68	68		
	小計	150	149	▲1	
合計		941 [1,021]	934 [1,021]	▲7	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.14人

(注) 1 職員数は、教育長を除く一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 人口1万人当たりの職員数については、地方公務員定員管理調査における平成27年1月1日現在の人口に基づく数値です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	9人	51人	80人	64人	79人	75人	124人	97人	88人	142人	120人	5人	934人

(注) 職員数は、教育長を除く一般職に属する職員数です。

(3) 職員数の推移

(単位; 人・%)

部門別	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政部門	620	615	601	581	579	577	▲43 (▲6.9%)
教育	71	62	63	63	68	66	▲5 (▲7.0%)
消防	141	138	143	144	144	142	1 (0.7%)
普通会計計	832	815	807	788	791	785	▲47 (▲5.6%)

公営企業等会計計	159	152	150	146	150	149	▲10 (▲6.3%)
計	991	967	957	934	941	934	▲57 (▲5.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 職員数は、教育長を除く一般職に属する職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) ガス事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成25年度の 総費用に占める職員 給与費比率
平成26年度	3,234,670千円	35,011千円	180,889千円	5.6%	5.8%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	28人	115,421千円	22,834千円	42,635千円	180,889千円	6,460千円

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	45.8歳	355,979円	538,361円
団体平均	43.4歳	345,700円	524,918円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏 崎 市	
1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,523千円	
（平成26年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.50月分
(1.45)月分	(0.70)月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

柏 崎 市		
（支給率）	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	23,865千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（平成26年度決算）		57千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		4,377円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		46.4%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	ガス施設、水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等（前処理室において使用する有機溶剤を含む。）を使用し、行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円

(注) 徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	13,240千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	481千円
支給実績（平成25年度決算）	12,499千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	481千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

す。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・その他の被扶養者 6,500円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円) ・子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算 	同じ		4,188千円	232,667円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給 	同じ		346千円	173,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 ・交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて2,900円（2km以上4km未満）から最高33,700円（60km以上）まで支給 ・パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2（上限3,000円）を支給 	同じ		1,480千円	64,330円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性に鑑み、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円	同じ		1,246千円	622,800円
手当 宿日直	職員が宿直及日直勤務をしたときに支給 支給単価5,700円	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	1,891千円	78,783円
待機手当	職員が待機を命じられたときに支給 支給単価1,500円	異なる	一般行政職は制度なし	158千円	14,318円

勤務手当 管理職員特別	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000円 課長等・・・8,000円 管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 部長等・・・5,500円 課長等・・・4,000円 	同じ		8千円	8,000円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額7,360円～17,800円を支給	同じ		355千円	71,000円

(2) 水道事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成25年度の 総費用に占める職員 給与費比率
平成26年度	2,445,261千円	126,567千円	227,011千円	9.3%	9.4%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	37人	139,994千円	34,950千円	52,067千円	227,011千円	6,135千円

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	44.1歳	328,638円	511,286円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏 崎 市
1人当たり平均支給額 (平成26年度)
1,407千円

(平成26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.50月分
(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

イ 退職手当 (平成27年4月1日現在)

柏 崎 市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	23,042千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

区 分		全 職 種	
支給実績 (平成26年度決算)		201千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)		8,383円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成26年度)		64.9%	
手当の種類 (手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	ガス施設、水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に関する業務 (電話加入権の差押業務を除く。)	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等 (前処理室において使用する有機溶剤を含む。) を使用して行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円

(注) 徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	20,525千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	604千円
支給実績（平成25年度決算）	18,595千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	547千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 その他の被扶養者 6,500円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円) 子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算 	同じ		5,964千円	238,560円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給 	同じ		942千円	314,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて2,900円（2km以上4km未満）から最高33,700円（60km以上）まで支給 パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2（上限3,000円）を支給 	同じ		2,550千円	75,000円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性に鑑み、当該職の区分に応じて定めた額を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円 	同じ		2,042千円	680,800円
手当 宿日直	職員が宿直及日直勤務をしたときに支給 支給単価5,700円	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	2,651千円	88,353円
待機手当	職員が待機を命じられたときに支給 支給単価1,500円	異なる	一般行政職は制度なし	330千円	13,200円

<p style="text-align: center;">管理職員特別 勤務手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000円 課長等・・・8,000円 ・管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 部長等・・・5,500円 課長等・・・4,000円 	<p style="text-align: center;">同じ</p>	/	<p style="text-align: center;">12千円</p>	<p style="text-align: center;">12,000円</p>
<p style="text-align: center;">寒冷地手当</p>	<p>11月から翌年3月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額 7,360円～17,800円を支給</p>	<p style="text-align: center;">同じ</p>	/	<p style="text-align: center;">一 千円</p>	<p style="text-align: center;">一 円</p>

(3) 下水道事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成25年度の 総費用に占める職員 給与費比率
平成26年度	3,442,223千円	30,786千円	165,183千円	4.8%	4.7%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	26人	107,350千円	18,365千円	39,468千円	165,183千円	6,353千円

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	47.2歳	360,597円	529,431円
団体平均	44.0歳	340,516円	507,458円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏 崎 市	
1人当たり平均支給額 (平成26年度)	
1,518千円	
(平成26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.50月分
(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

柏 崎 市		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	24,199千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（平成26年度決算）		26千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		1,518円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		65.4%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	ガス施設、水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等（前処理室において使用する有機溶剤を含む。）を使用し、行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円

(注) 徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	8,583千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	343千円
支給実績（平成25年度決算）	8,997千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	346千円

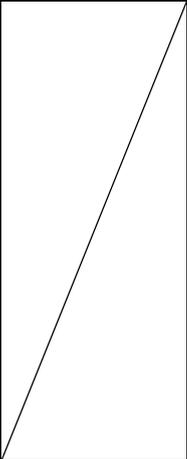
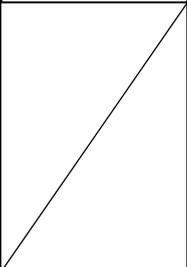
(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

す。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・その他の被扶養者 6,500円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円) ・子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算 	同じ		5,195千円	259,768円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給 	同じ		—千円	—円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 ・交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて2,900円（2km以上4km未満）から最高33,700円（60km以上）まで支給 ・パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2（上限3,000円）を支給 	同じ		1,438千円	62,539円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性に鑑み、当該職の区分に応じて定めた額を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円 	同じ		623千円	622,800円
宿日直手当	職員が宿直及日直勤務をしたときに支給 支給単価5,700円	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	1,752千円	79,618円
待機手当	職員が待機を命じられたときに支給 支給単価1,500円	異なる	一般行政職は制度なし	176千円	13,500円

<p style="text-align: center;">管理職員特別 勤務手当</p>	<p>・管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000円 課長等・・・8,000円</p> <p>・管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 部長等・・・5,500円 課長等・・・4,000円</p>	<p style="text-align: center;">同じ</p>		<p style="text-align: center;">8千円</p>	<p style="text-align: center;">8,000円</p>
<p style="text-align: center;">寒冷地手当</p>	<p>11月から翌年3月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額 7,360円～17,800円を支給</p>	<p style="text-align: center;">同じ</p>		<p style="text-align: center;">749千円</p>	<p style="text-align: center;">83,200円</p>